鳥坂寺跡整備検討委員会 会議録

◆第9回会議(2016年9月30日)

時間…14:00~16:30

場所…柏原市立歴史資料館 3階 研修室

1. 開議

教育長挨拶

2. 事務局連絡

委員の委嘱は2年ごとで、平成28度は委員の任期改正の年度にあたる。塚口委員、大脇委員、森委員、箱崎委員には引き続きお願いし、今年度から新たに前川委員に参加いただくこととなった。

今回の会議では、オブザーバーとして大阪府教育庁文化財保護課から木村氏、当市の関係部署として、都市デザイン部の都市計画課、公園緑地課の職員2名が事務局に加わっている。

- 3. 議事(○…委員からの意見・質疑、▲…事務局の回答)
 - 1)委員長・副委員長の選任について
 - ▲事務局案として、引き続き委員長に大脇委員、副委員長に森委員を選任したい。 ○承認する。

2) 史跡鳥坂寺跡の一部公有地化について

【事務局から説明】

- ○鳥坂寺跡の中心部である金堂・講堂跡の見通しはどうなっているのか。また、 新たに公有地となった回廊南東部の活用はどのように考えているのか。
- ▲金堂・講堂跡について、財政的な問題もあるが、土地所有者が畑作業を継続して行いたいという意向もあり、すぐに公有地化できる状況ではない。また、今回公有地化した場所へアクセスするには民有地、細い里道を通る必要がある。そのため、一般の利用は難しいが、公有地化した場所の説明や、鳥坂寺跡の今後の方向性を示した説明板などを市道に設置する予定である。
- ○「史跡鳥坂寺跡指定地番一覧」で、個人所有となっている金堂・講堂跡地区の「クロウ」「堂の間」「門口」の公有地化が今後の課題といえる。
- ▲財政上、積極的な公有地化は難しいが、今回一部を公有地としたことによって、 隣接地の土地所有者の意向も前向きになるのではないかと期待している。

3) 史跡鳥坂寺跡保存活用計画の事務局案について

- a 保存活用計画検討過程に係る文化庁への報告について
 - ▲平成28年5月30日に、大阪府教育庁の木村氏とともに文化庁を訪問し、当委員会での検討過程を報告。文化庁の山下調査官に担当いただいた。本日の議事内容は、文化庁の指針に沿って修正した事務局案である。
- b 「第1章 計画策定の経緯と目的」について

【事務局から説明】

- ○「第 1 節 経緯」について、鳥坂寺跡ではすでに「基本構想」と「整備基本計画第 1 次案」があり、それらの経緯・内容を「過去の計画」等の節を設けて盛り込む必要がある。
- ▲今回の事務局案は、そうした過去の議論がベースになっているが、独立させて 記述する。
- ○「整備基本計画第1次案」をどのように位置づけているのか。
- ▲以前は、整備基本計画のなかに保存活用(管理)計画を盛り込む予定だったが、整備に至るまで時間を要するため、整備基本計画から切り離して、現在は保存活用計画について検討いただいている段階である。ただし、保存活用計画にも「整備」の項目があり、そこに「整備基本計画第1次案」の内容を盛り込む。
- ○「第4節 他の計画との関係」で『第4次柏原市総合計画』、『柏原市都市計画 マスタープラン』、『柏原市生涯学習推進計画』の上位プランが挙げられているが、 各プランの中で、史跡や文化財などの位置づけがわかるような図があるとわかり やすい。
- ▲各プランで遺跡や文化財について文章では触れているが、図示されていない。
- ○柏原市は横穴や古墳、緑も豊富で優れた景観を持っている。上位プランに抵触 しない範囲で、古代の復元景観などを盛り込んだ図があると良い。
- ○図などに使用される用語について、平野廃寺を「三宅寺」とする点は以前から 気になっている。他にもこうした用語について、この際なのでチェックすべき。
- ○周辺遺跡の図について、田辺廃寺、河内国分寺跡、青谷遺跡などが入っていない。もう少し範囲を広げたものを図示すべきである。
- ▲用語のチェックとあわせて、より広範囲の周辺遺跡図を作成する。
- c 「第2章 史跡の概要」「第3章 史跡の本質的価値」について 【事務局から説明】
 - ○「第3章 第1節 本質的価値」で、『月間文化財』掲載の文章が転載されているが、この内容は史跡の指定説明であり、史跡の本質的価値とすると、河内六寺なども含まれることになる。転載の文章を「第2章 第2節 指定の状況」に移し、第3章ではその内容を再整理したほうが、体裁として整っている。

- ▲文章の構成を修正する。掲載の『月間文化財』の文章について、「メートル」などの表記を「m」に直すなど、統一的な表現とする。
- ○「第3章 第2節 構成要素」のなかの用語を以下のように修正すべき。
 - ・鳥坂寺の時期が「飛鳥時代後半から奈良時代」
 - ⇒「飛鳥時代後半から奈良・平安時代」
 - 「凝灰岩家形石棺蓋」⇒「凝灰岩製家形石棺蓋」
 - 「礼拝石ではないか」⇒「礼拝石に転用されたものではないか」
 - ・「加古川市池の平荘湖」⇒「兵庫県加古川市池の平荘湖」あるいは「竜山石」 とするなど簡潔に
 - ・「後期古墳を転用した」⇒「後期古墳のものを転用した」
 - ・「細溝」⇒「抜取跡」などの別の表現に
- ○塔跡の雨落溝に使用されている板石は、前期古墳の竪穴式石室の石材を再利用 したものと考えられる。前期古墳の内容をもう少し詳しく記述すべき。鳥坂寺 の創建以前の古墳について、「第2章 第2節」にある「歴史的環境」に概略を 記述してもよい。
- ○「第3章 第2節 構成要素」で「鳥坂寺関連遺構」として、「金堂跡」「講堂 跡」などを挙げているが、文化庁の指針によれば、「第2章」の「指定に至る調 査成果」で触れるべきである。そうした調査成果を踏まえて、「第3章」の本質 的価値を記述する方がスムーズではないか。
- ○既に公表されている他市町村の「保存活用計画」を参考に構成を再検討すべき。
- ○長野県飯田市の恒川(ごんが)官衙遺跡などが良い参考例になる。
- ▲文章の構成等、再検討する。
- ○「構成要素」について、「1 類:寺院関連遺構」「2 類:史跡管理のための構造物及び便益施設」「3 類:その他」に分けているが、一般的には、史跡指定地の中の要素とその外にある要素の2つに分けている。1~3 類に分けた意図は何か。
- ▲河内長野市の烏帽子形城の保存活用計画を参考にさせていただいた。
- ○2・3 類は「本質的価値を構成する要素以外のもの」になるので、その説明文を 入れたほうがわかりやすい。
- ○1 類 \rightarrow A 類、2 類 \rightarrow B-1 類、3 類 \rightarrow B-2 類にするなど、本質的価値とそれ以外の要素をわかりやすく記述すべき。
- ▲構成要素、分類について再検討する。
- ○「第2章 (6) 指定地の状況」について、史跡指定地の土地利用や法規制など 色分けされた図があるとわかりやすい。また、文章の最後に「今後の動向に注意 を怠らないよう努めなければならない。」とあるが、「史跡地が保存されるように」 といった具体的な表現の方が良い。
- ○史跡周辺の小字など記された地図は、どれぐらい古いものがあるのか。
- ▲小字名を記した地図はあるが、近鉄の線路敷設後の地図になる。江戸時代の高井

田村の絵図があるが、鳥坂寺跡については特に記されていない。

- ○鳥坂寺跡の周辺環境について、高井田横穴の線刻画の現況なども盛り込んでは どうか。
- ○航空写真がいくつか掲載されているが、撮影年などを入れたほうが、周辺環境 の変化がわかりやすい。
- ○「第3章 第2節 構成要素」の金堂跡、講堂跡、回廊跡で基壇規模が記されているが、柱間も記載した方が良い。金堂跡については、東石からでも構わないので記載すべき
- ○これまでの調査区と伽藍配置が重なったような図があるとわかりやすい。
- ○「史跡指定地における諸要素」のなかの用語について、「凝灰岩切石壇上積み基壇」は「凝灰岩製壇正積基壇」、「抜き取り穴」は「抜取穴」といったように、『発掘調査の手引き』に準拠し修正すべき。また、表中にある「溝」などの遺構について、遺構番号があれば、それも併記するとわかりやすい。
- ▲記載する内容について検討、修正する。
- ○鳥坂寺跡の説明板は、現在どこにあるのか。
- ▲高井田第 2 号公園内(僧房・食堂跡)、天湯川田神社境内(塔跡)、サンヒル柏原の駐車場に設置している。ただし、サンヒル柏原は9月20日をもって休止中である。また、現在、高井田駅からの鳥坂寺跡へのアクセスを示す看板がないため、将来的には必要と考えている。
- ○鳥坂寺跡を訪れた人がわかるように、講堂跡北東の道沿いに看板があるとわか りやすい。

4) その他

- ○『整備基本計画案』の15ページに「天平勝宝8年(756)、孝謙天皇が東大寺大仏の完成や聖武太政天皇の病気平癒を祈願するため」とあるが、752年に大仏の開眼供養会が行われており、大仏は既に完成している。表現を修正すべき。
- ○今後のスケジュールについて、実質、後 2 回の会議で「保存活用計画」の策定となる。本日検討した部分以降の「第 6 章 保存管理」「第 7 章 活用」「第 8 章 整備」「第 9 章 運営・体制」「第 10 章 実施計画」は骨子となる部分で、十分な議論が必要になる。
- ▲平成29年度内の策定を目標としているが、審議の進行状況によっては、策定時期を委員の方々と調整し、柔軟に対応していきたい。

4. 閉議

教育部長挨拶